3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十七条第一項中「その他道路」を「、道路の維持又は修繕の実施状況その他道路又は道路の管理の状況」に改める。

第九十一条第二項中「第四十七条の十」を「第四十七条の十一」に、「から第七十三条まで」を「、第七十二条、第七十三条」に改める。

第百一条第五号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同条第六号中「立入」を「立入り」に改める。

第百二条第三号中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の四第二項」に改める。

第百三条中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改める。

第百四条を次のように改める。

第百四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条第四項又は第四十八条第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

二　第七十二条の二第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

（道路整備特別措置法の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加える。

第八条第七項中「次条第一項第九号又は第十二号」を「次条第一項第十号又は第十三号」に改める。

第九条第一項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　道路法第二十二条の二の規定により維持修繕協定を締結すること。

第九条第九項中「第一項第九号」を「第一項第十号」に、「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、同条第十項中「第六号、第八号から第十号まで又は第十二号」を「第七号、第九号から第十一号まで又は第十三号」に改める。

第十四条中「第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加える。

第十七条第一項中第二十七号を第二十八号とし、第五号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　道路法第二十二条の二の規定により維持修繕協定を締結すること。

第十七条第二項中「同項第八号、第九号又は第二十一号」を「同項第九号、第十号又は第二十二号」に改め、同項ただし書中「同項第八号又は第九号」を「同項第九号又は第十号」に改める。

第三十条第一項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

第三十一条第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

第三十五条中「第九条第一項第九号又は第十七条第一項第十四号」を「第九条第一項第十号又は第十七条第一項第十五号」に改める。

第三十六条中「第十七条第一項第十七号」を「第十七条第一項第十八号」に改める。

第四十条第一項中「第九条第一項第八号」を「第九条第一項第九号」に改め、同条第二項中「第十七条第一項第六号」を「第十七条第一項第七号」に、「第十七条第一項第十号」を「第十七条第一項第十一号」に改める。

第四十二条第三項中「第十七条第一項第十四号」を「第十七条第一項第十五号」に改め、同条第四項中「第九条第一項第九号」を「第九条第一項第十号」に改める。

第五十四条第一項中「第十七条第一項第二十四号」を「第十七条第一項第二十五号」に改める。

第三条　道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十号中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同項中第三十一号を第三十三号とし、第三十号を第三十二号とし、第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

第八条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十四号中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の八第一項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号中「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。

第八条第二項中「、第十四号又は第十五号」を「、第十四号、第十五号、第二十三号又は第三十一号」に、「、道路」を「道路」に、「限る」を「限り、同項第二十三号に掲げる権限にあつては道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る」に改め、同条第三項中「若しくは第二十六号に掲げるもの」を「、第二十三号若しくは第二十七号に掲げるもの（同項第二十三号に掲げる権限にあつては、道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。以下この項において同じ。）」に、「都道府県道又は」を「第一項第三十一号に掲げるもの又は都道府県道若しくは」に、「又は第二十六号」を「、第二十三号若しくは第二十七号」に改め、同条第四項中「第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで又は第二十八号から第三十号まで」を「第二十三号まで、第二十五号から第二十七号まで又は第二十九号から第三十二号まで」に、「第九号から第三十二号まで」に改め、同条第五項中「第二十六号、第二十七号及び第三十号」を「第二十七号、第二十八号及び第三十二号」に改め、同条第六項中「第二十六号又は第二十七号」を「第二十七号又は第二十八号」に改め、同条第七項中「第二十八号」を「第二十九号」に改める。

第九条第一項第十一号中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同項第十二号中「第四十七条の七第一項後段」を「第四十七条の八第一項後段」に改める。

第十七条第一項第十六号中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同項中第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十九号とし、第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。